

## 令和2年度第1回白井市指定管理者選定審査会 会議録（概要）

- 1 開催日時 令和2年10月27日（火）午後1時10分から午後3時55分
- 2 開催場所 白井市役所 本庁舎2階 災害対策室2・3
- 3 出席者 松山会長代理（副会長）、清水委員、岡村委員、高橋委員
- 4 欠席者 山崎委員
- 5 事務局 財政課 高山課長、元田主査、木内主任主事、大山主事  
高齢者福祉課 篠田課長、中村主査  
生涯学習課 岩立主査 障害福祉課 山崎主任主事
- 6 申請団体 社会福祉法人白井市社会福祉協議会（4名）
- 7 傍聴者 なし（非公開）
- 8 議題 議題1 審査手順及び審査票の決定について  
議題2 白井市福祉センターの指定管理者の候補者の選定について  
議題3 今後の指定管理者選定審査会の選定・評価方法について
- 9 議事

### ●事務局

それでは、定刻より少し早いのですが、皆さんおそろいですので、ただいまから令和2年度第1回白井市指定管理者選定審査会を開催いたします。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回は、今までと異なり、マイクを利用した開催となります。今後もマイクを利用した開催となりますのでご了承ください。

本日は、三つの議題について審議し、午後3時30分頃の終了を予定しております。

なお、本会議につきましては、審査に関する情報のため非公開となっております。

また本日は、山崎委員から体調不良のため欠席される旨の連絡をいただいておりますが、5人の委員中4人の委員に出席いただいておりますので、過半数の委員の出席により会議が成立していることを報告させていただきます。

また、昨年度いっばいで会長の岡東さんが退任をされております。白井市附属機関条例第3条第3項の「副会長は、会長が欠けたときは、その職務を代理する」という規定に基づきまして、本日の審議会については、副会長に会長代理として議長をお願いすることとなります。

それでは、開会に当たりまして、副会長、御挨拶をお願いいたします。

### ●会長代理

本日は、コロナ禍の中をお集まりいただきましてありがとうございます。岡東会長の代理という形で、本日、議事進行を進めさせていただきますので、円滑で適切な審査ができ

ますよう、よろしく御協力お願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。

続きまして、今年の4月に高橋副市長が就任されたことから、今回の開催に当たり、欠員となっておりました委員に高橋副市長が就いております。任期は、伊藤前副市長の残任の任期となりますので、皆様と同じ任期となります。従いまして、今回の任期で一度は終了という形になります。

それでは、高橋副市長、就任に当たりまして一言御挨拶をお願いいたします。

●高橋委員

副市長の高橋でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。この4月から副市長となりました。審査会の関係はこの審議会が初めてですので、皆様の質疑を参考にさせていただきつつ務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。

それでは、本日の出席職員を紹介させていただきます。

本日、審議を行います福祉センターは、三つの施設の複合施設となっており、それぞれの担当課から職員が出席しております。福祉センターの所管課であります高齢者福祉課長の篠田課長です。

●高齢者福祉課

高齢者福祉課の篠田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

●事務局

ありがとうございます。

続きまして、担当の中村です。

●高齢者福祉課

同じく、高齢者福祉課中村と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

●事務局

続きまして、青少年女性センターの担当課であります生涯学習課の岩立です。

●生涯学習課

青少年女性センターの主管課であります生涯学習課岩立と申します。よろしくをお願いいたします。

●事務局

最後に、福祉作業所の担当課であります障害福祉課の山崎です。

●障害福祉課

障害福祉課の山崎と申します。よろしくお願ひします。

●事務局

皆様、御承知とは思いますが、指定管理者選定審査会の事務局についても御挨拶させていただきます。事務局の木内です。

●事務局

木内です。よろしくお願いします。

●事務局

事務局の大山です。

●事務局

大山です。よろしくお願いします。

●事務局

最後に、本日の進行をさせていただきます元田と申します。よろしくお願いいたします。

なお、課長の高山につきましては、現在議会中のため、議会終了後に出席をしますので、3時過ぎ、議題3のあたりから出席させていただくこととなると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題に入ります前に、本日の会議の概要について御説明をさせていただきます。冒頭に御説明をさせていただきましたが、本日の議題は三つの議題がございます。

議題の一つ目は、例年第1回の議会で決定している審査手順及び審査票の決定になります。これは後ほど説明をさせていただきますが、基本的には例年と同じものになっております。

議題の二つ目は、本日の議題の中心議題となります福祉センターの指定管理者の候補者の選定となります。議題1で決定する審査手順及び審査票に基づいて、皆様に審議をしていただきたいと思いますと思っております。

最後に、議題の三つ目として、本日の審議会が皆様の審議会が実質的に終了することから、今後の指定管理者選定審査会の選定や審査方法等につきまして、皆様の今まで審査してきた、この3年間の審査の体験を基に、こういうふうにしたらいいのではないとか、こういうふうにやったらいい、もしくは今のままここを伸ばしたほうがいいのか、そういう話でも良いので、そのあたりを自由討議という形でお話をいただければと思っております。

それでは、これから議事進行を副会長にお願いし、議題に入ります。副会長よろしくお願いいたします。

●会長代理

それでは、議題1 審査手順及び審査票の決定について、事務局、説明をお願いします。

●事務局

ありがとうございます。では、座ったまま説明させていただきます。

それでは、議題1、審査手順及び審査票の決定について御説明をさせていただきます。

会議資料は、こちらのお手元に事前に送付させていただいております、資料1と資料2を利用します。

初めに、会議冒頭に御案内をさせていただきましたが、資料2について訂正がございます。申し訳ございません。本日配布しました資料2の1ページ目が網掛けになっている資料を御覧ください。

また、後ほど説明しますが、審査項目が13項目ありますが、計算式が12項目となっているため、総評価点数及びサービス評価点数の配点が誤っております。そちらを御覧いただければと思います。大変御迷惑をおかけいたしました。

それでは、説明させていただきます。

先ほどもお伝えしましたとおり、審査手順及び審査票については、例年のものと同じものになっておりますが、1点だけ修正がございます。後ほど議題2で御説明をさせていただきますが、本施設の指定管理者は、非公募の施設となっております。そのため、指定管理者の経験を問う審査項目として2項目ございますけれども、そちらについては削除しております。具体的には、お手元の資料1の4ページを御覧ください。

資料1の4ページは、「審査に当たっての基本的な考え方」の一覧になっております。こちらについては、審査項目と審査基準を一覧化したものなのですけれども、こちらの真ん中ほどの番号の9番と10番を御覧いただいでよろしいでしょうか。

9番「類似施設の運営実績」、10番「市内の市民活動の実績とその活用」になります。こちらについては、指定管理者の経験を問うものなのですが、今回は非公募の施設となっておりますので、この2項目を審査項目から除外しております。幾つかの団体があって、その中で選ぶ場合は、こういう経験があるところがいいということで、審査項目として位置付けているものですが、こちらについては、今回1団体だけの非公募の施設ということと、こちらについては、活動実績は十分だと見なしておりますので、審査項目から除外しております。従いまして、この審査項目の表ですと、全部で17個の審査項目があるのですけれども、そのうち二つを除いて15項目の審査となります。この番号で言いますと、1から15、資料2の審査票で言いますと、1から13に該当しますが、そちらが「サービス等の評価」でして、13項目。一つが10点満点になっておりますので、130点満点になっております。

また、「価格評価」というのが、この「サービス等の評価」と「価格評価」の割合が9対1という割合になっています。「価格評価」は、本来ですと、もう少し小さい数字になるのですが、「価格評価」は4の倍数の数字となっておりますので、16点ということになっています。そのため、審査項目の「サービス等の評価」点数が13項目で130点満点、「価格評価」が16満点で、二つの審査項目ありますので、16番と17番の項目が8点ずつということになっているものになっております。

それでは、戻りまして、資料1について御説明をさせていただきます。資料1にお戻り

ください。

では、資料1の1ページ目、2、基本的事項の(1)を御覧ください。

今までも随分早足だったのですが、ここからは確認になりますので、少し早足で説明をさせていただきたいと思います。

2の基本的事項(1)、今回の審査については、プレゼンテーション審査と総合審査となります。プレゼンテーション審査として、これから応募団体のほうから1時間のプレゼンテーション審査を行うものです。

(5)を御覧ください。

先ほど御説明しました「サービス等の評価点数」は90%、「価格評価の点数」の配点は10%となっております。

(7)を御覧ください。

本日のとおり、審査会については非公開ということになっております。

続きまして、同じく1ページの3、(2)の申請資格等の確認①を御覧ください。

後ほど議題2の中で御説明をさせていただきますが、施設担当課から資格要件、欠格事項、申請書類、財務要件について、申請資格の審査を行った結果について審査会に報告をさせていただきます。その内容について不明な点があれば、質疑等をいただければと思います。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

2ページ目については、先ほど申しました審査方法として、プレゼンテーション審査と総合審査の理由について書いておりますが、そのうち2ページ目の4の「総合審査」のうち、「(4)最低評価基準点に達しない場合は、次のとおりにします」という部分を御覧ください。

今回も、今までと同じになりますけれど、最低評価基準点をこの審査には設けておりません。それに達しない場合については、どんなに他の点数が良い場合であっても失格となりますので、そのことについて御確認いただければと思います。

お手元の資料2を御覧ください。

資料2の最初の部分になりますが、枠が三つあります。四角の三つがあるうちの真ん中の部分になりますが、「サービス等の評価点数」こちらが1から13の点数の合計点になります。こちらが全部で130点満点、13項目で130点満点となりますが、そのうちの「最低評価基準点数」が1項目につき5点満点となりますので、5点掛ける13項目で65点、こちらが1人65点で、4人ですので260点、全部で260点を下回る場合については、失格となります。こちらが先ほどの(4)の一つ目の項目になります。

二つ目が、団体の経営状況の審査項目の合計点数が「最低評価基準点数」×委員数に満たない場合となります。具体的に言いますと、13番の項目になります。資料2の4ページを御覧ください。

(13) に、団体の経営状況というのがございます。こちらが 10 点満点となっておりますが、こちらの「最低基準点数」が 5 点になりますが、この 5 点掛ける本日の出席委員 4 人ですので、全員の点数の合計が 20 点を下回る場合については失格となりますので、こちらの審査については、適正に審査をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、確認ということで、若干駆け足の説明となっておりますが、こちら議題 1 として審査手順及び審査票について御説明をさせていただきました。

説明は以上ですが、御質問等ございましたらお願いいたします。

(質問なし)

よろしいでしょうか。特に質問がないようですので、こちらで議題 1 の説明は終了させていただきますと思います。議題 1 に関しては、議題 2 と関係してきますので、その部分で不明な点がありましたら、議題 2 のところで、また質問をお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、議題 1 は以上です。

#### ●会長代理

ありがとうございました。議題 1 を終了します。

続きまして、議題 2 です。白井市福祉センター（白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター及び白井市福祉作業所）の指定管理者の候補者の選定について、事務局から説明をお願いします。

#### ●事務局

では、事務局から説明させていただきます。

最初に、事務局から、先ほど議題 1 で決定しました審査票をお配りしますので、この審査票をお手元にご確認ください。審査票には、最初に委員のお名前をご記入ください。右上に委員の名前を書く欄がございます。よろしいでしょうか。

では、改めまして、それでは、こちらの候補者の選定に当たりまして、施設担当課であります高齢者福祉課から、先ほど御説明したように、本日審査する福祉センターがどのような施設なのか、その施設の設置目的と概要について、指定管理者が募集をするにあたり、市がどのように募集をかけて、どんな団体から申請があったか、こちらについて、応募資格や提出書類に不備がなかったかについて説明をさせていただきます。

それでは、施設の担当課であります高齢者福祉課から説明をお願いいたします。

#### ●高齢者福祉課

それでは、説明をさせていただきます。

白井市福祉センターの指定管理者選定審査に関しまして、募集の施設概要と応募の状況、それから資格、審査の結果等について御説明をさせていただきます。

資料にはございませんが、まず初めに、今回の福祉センターの指定管理者の募集につきまして、非公募とし、一者指名としておりますので、その理由から説明をさせていただきます。

市が定める「公の施設の指定管理者制度導入に関する指針」においては、指定管理者の募集は原則として公募によるものとしておりますが、地域の活力、積極的な活用、積極的に活用した管理運営を行うことにより、サービスの向上や効率化、または地域の活性化が図れるなど、事業効果が期待できるときは非公募にすることができるとされております。

今回、一者指名しました社会福祉法人白井市社会福祉協議会は、青少年女性センター、老人福祉センターにつきまして、平成8年度から、さらに、福祉作業所においては、開設時の平成元年から管理委託を行っておりまして、指定管理者制度の導入により、移行後も良好な実績を重ねてきております。

特に青少年女性センターは、創意工夫を行い、事業目的に合った多種多様な講座などを展開しております。また、各種ボランティアグループなどの地域ネットワークが形成されておりまして、地域ボランティアとの共同で事業が展開されております。

福祉作業所につきましては、先ほども述べましたが、設立当初から長期にわたりまして運営実績を有しており、保護者と長年にわたりまして連携をし、歩んできております。

また今回も、前回更新時と同様に、福祉作業所の利用者の保護者会からは、社会福祉協議会による指定管理の継続要望が提出されており、利用者と職員との間に強い信頼関係が築かれているものと捉えており、指定管理者の変更は、利用者に不安を与え、福祉作業所の機能が損なわれるおそれがあると判断しております。

このような理由から、福祉センターにおきましても、地域の活力を活用した管理運営を行うことで、今後も施設の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成でき、事業効果が期待できることから、非公募とし、一者指名としたものです。

また、本施設は、白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター及び白井市福祉作業所から成る複合施設であり、共有部分が多くあるため、清掃業務や光熱水費等の管理区分が明確にすることが困難でありまして、一体管理をすることで、これらの経費節減の効果があり、各施設の合同事業の開催や各施設間で職員が協力し合えるなど、職員の連携体制が図れ、3施設一体で管理することが望ましいということから、今回の更新も、これまでと同様に1事業者による管理運営としているものです。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。募集要項のまず1ページを御覧ください。「1 施設の目的」について御説明をいたします。

本施設は、老人福祉センター、青少年女性センター及び福祉作業所から成る複合施設であり、青少年の健全育成や女性の社会活動、高齢者や障害者等の福祉活動の拠点としての役割を担っており、市民が各施設を有効に活用し、世代間の交流や連携を図ることにより、生活の向上、福祉の増進、社会教育の振興を高めることを目的としております。

続きまして、1 から 2 ページを御覧ください。「2 施設の概要」でございます。

所在地は、白井市清戸 766 番地の 1 でございます。船橋カントリークラブの前に位置しております。施設概要、施設の内容につきましては、記載のとおりでございます。1 階部分は、事務室以外に、老人福祉センターと福祉作業所部分になっております。2 階部分が青少年女性センターになっております。

3 ページを御覧ください。「3 施設の管理運営方針」です。

基本方針は、創意工夫に基づいた管理運営により福祉センターの機能充実を図り、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費等に縮減を図り、効率的な運営管理を行うものとしております。

続きまして、4 ページを御覧ください。「5 指定の期間」です。

指定管理の期間につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

続きまして、「6 経費に関する事項」となりますが、5 年間の指定管理見込額は、税込で 2 億 1,584 万 2,000 円となっております。また、年度ごとの見込額につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、現在、老人福祉センターの浴場設備が故障中のために、休止しております。再開時期が未定のために、今回の指定管理料の中には、浴場施設に係る経費につきましては含まれておりません。また、浴場施設に関する利用料金徴収についても、今回の募集に当たっては、除いた積算となっております。今後、浴場施設を再開する場合には、指定管理者との協議の上で、維持管理費や燃料費等を含めた指定管理料に変更する予定でございます。

続きまして、業務の範囲について説明をいたします。ページが少し飛びますが、12 ページを御覧ください。「業務の仕様について」です。

利用条件ということで、各施設の開館時間、休館日、利用者、それから利用料金、利用の制限について記載をしております。

次に、13 ページを御覧ください。「2 指定管理者が行う業務について」です。

業務の範囲につきましては、主に施設の運営に関する業務、施設の管理に関する業務及びその他の業務としております。具体的な業務としましては、14 ページから 19 ページにかけて、施設の運営に関する業務内容を記載してありまして、各施設の設置管理条例や関係法令に基づく業務となっております。

続きまして、20 から 21 ページを御覧ください。「5 施設の管理に関する業務」と、「6 その他の業務」です。それぞれ具体的な業務を記載してあります。

最後に、当該団体の資格審査の結果について報告をさせていただきます。ページは戻りまして、5 ページを御覧ください。「7 応募の資格」として、制限事項を示しております。

7 項目の制限につきましては、該当事項はなく、資格要件は有しており、問題ないことを確認しております。

また、6から7ページの「11 申請の手続き」では、提出書類の記載しておりますが、7ページの⑩様式13の損益計算書につきましては、そのものに代わる書類として、事業活動計算書を提出しております。社会福祉法人の会計上では、一般の法人の損益計算書に相当するものとして作成しているものであり、提出書類についても全て整っていることから、募集要項における資格要件を全て満たしていることを報告いたします。

以上のことから、申請のありました社会福祉法人白井市社会福祉協議会につきまして、指定管理者の選定を行うに当たり、白井市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第12条、白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例第12条及び白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例第10条の規定により、指定管理者選定審査会の意見をお聞きしたいので、審査をよろしく願いいたします。

以上になります。

●会長代理

ありがとうございました。

それでは、施設担当課の説明について、御質問等あればお願いいたします。

どうぞ。

●〇〇委員

一者というのは、こういう場合は一者であって、非公募とするというのは。なにか定められたものがあるのですか。

●高齢者福祉課

冒頭で説明させていただきましたが、「公の施設の指定管理者制度導入に関する指針」というものがありまして、こちらで規定をしています。

●〇〇委員

それは、今は、資料としてどこにもないけれども、その指針が定めてあるということですか。

●高齢者福祉課

はい。

●会長代理

よろしいですか。

●〇〇委員

わかりました。後ほど確認させていただきますので、結構です。

●会長代理

ほかの方。どうぞ。

●〇〇委員

今、お話を伺ったことで、私も事前に目を通させてもらったことの幾つか疑問が解けました。お金の計算、予算というのですかね。風呂のお金が入っていないという、ここにも

書いてあるし、そういうお話でしたけれども、私の解釈では、それを見直したときに、その金額をまた上乘せするというか、つくり直すという話ですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

#### ●高齢者福祉課

お風呂に関しては、お風呂の状態がよくない状態の中で、コロナの影響があって一旦使用を中止し、その後、中止状況がずっと続いており、故障している状態になっております。

改修に当たって、ある程度金額がかかるというざっくりの見積りを頂いておりまして、今後、使用に当たっては、コロナの影響や修理費用を含めて検討していくということとしているため、再開時期は未定ですが、再開が決定した場合には、また指定管理者と協議を行って、その予算を追加するような形を取りたいと考えております。

#### ●〇〇委員

そうすると、また予算立てがされたときに、こういう審査会のほうに出してチェックを行うということですか。

#### ●事務局

事務局から御説明します。

今回のものについては、お風呂が今、故障しているという状況で、使っていないことから、指定管理料からお風呂に関する部分を除いていますけれど、それについては、再開を決定した際には、審査会にはかけずに、指定管理者とお風呂の部分だけの金額について協議して、指定管理料の変更という形を取らせていただきたいと思います。

#### ●〇〇委員

役所と事業者の事務的な取扱いという扱いということなのですね。

#### ●事務局

そうです。お風呂の部分だけになりますので。お風呂を使ったサービスというのものもあるとは思いますが、基本的には、入浴に関する収入と支出のお金の部分だと思いますから、そちらの部分だけを協議の上、変更していくことになります。

#### ●〇〇委員

はい、わかりました。

#### ●会長代理

よろしいですか。

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

#### ●〇〇委員

こちらの募集要項の12ページの業務の仕様についてですが、福祉センターがあって、(2)老人福祉センター、青少年女性センター、福祉作業所というのがあるのですが、この(1)で示している福祉センターというのは、総合的というか、館全体をこの福祉センタ

一というふうに位置づけているのですよね。複合施設ということで、それぞれの役割があつてと思うのですけれども、開館時間の違いとか、そのあたりがいまいちピンと来ないので、説明していただければなと思います。

●会長代理

説明をお願いします。

●高齢者福祉課

まず福祉センターについてですが、こちらについては、条例上とかは福祉センターという言い方はしてなくて、それぞれ老人福祉センター、青少年女性センター、福祉作業所としており、それぞれ設置管理条例があります。この福祉センターというのは、要するに通称名みたいなものと考えていただければと思います。

開館時間につきましても、先ほど申し上げたとおり、それぞれの設置管理条例に基づいた開館時間となっております。

以上です。

●会長代理

よろしいですか。

●事務局

補足させていただきます。

(2) (3) (4) で記述しているものが条例に基づいて決定しているもので、それぞれ事業所として見た場合に、例えば青少年女性センターは9時から9時までやっていますよという話になっています。福祉作業所については、9時から4時までです。これは、条例で位置づけされた施設です。しかし、市の中では、例えば市のバスの時刻表を掲示して欲しいという際には、施設を一つの名称で表した方が、場所を指定しやすいので、「福祉センター」と呼ぶ取扱いをしています。

個々の施設としての開館時間は違うのですが、市の施設としての窓口については、8時半から5時15分になっています。

実際は、(2) から (4) の部分が実質なのですが、あくまでも建物としてみた場合、全体としてどうという部分がないとわかりづらくなってしまいますので、この (1) という部分を入れているところです。以上です。よろしいでしょうか。

●〇〇委員

はい、わかりました。

●会長代理

はい、どうぞ。

●〇〇委員

この後、生涯学習課からの説明はあるのでしょうか。

●事務局

ありません。

### ●〇〇委員

では、ここで質問させていただきます。私は、行政や福祉に余り精通していないものですから、愚問かもしれないのですが、この青少年女性センターという施設、図面見ると施設の一角になっていますが、まずは、小さな質問なのですが、名前は市役所がつけたのですか。青少年女性センターという名前は、事業者がつけたわけじゃなくて、役所のほうでつけた名前でしょうか。

### ●生涯学習課

青少年女性センターという名称は、行政側のほうでつけております。昔は、青少年婦人センターと申していました。婦人という言葉がそぐわないということで名称を変えまして、今は青少年女性センターという形に名前を変えさせていただいております。市役所がつけている名前となっております。

### ●〇〇委員

市役所というよりか、条例で決めているということですね。

### ●生涯学習課

はい。条例で定めているものです。

### ●〇〇委員

議会の議決を得て、名称も定まっているということです。

### ●〇〇委員

いろいろな自治体で、ウィメンズ〇〇などのいろいろな名称で、女性のための施設があると思うのですが、資料だけから質問させていただきますが、この小さい冊子の16ページに業務が書いてあり、具体的に何やっているのかなということで見ていくと、26ページに、これをやりましたという実績が書かれています。

私は、参加していないし、実際に見てもいないので、その実質的な見解というのはないので、この質問を事業者さんにした方が良いのか、市役所にするべきなのかが、わかりませんが、この26ページの内容を見ると、今まで我々も見てきた西白井複合センターや駅前センターなどがやっている内容と大差がなく、特殊というか特別な、女性だとか青少年だとかに向けた特殊性が余り感じられません。もちろん、これ以外にも、もっといろいろなことがあるのだとは思いますが、裏が見えないので、紙の上だけで見たりすると、そういうふうに市民的、素人的には感じてしまう部分があるのです。

そういうことからすると、このように施設の名称として銘打って、その一角を占有していくのは、余り現場的ではないとか、現実的じゃないとか。これは、ほかの自治体も、もしかしたらそうなのかなと感じもしないでもないのですが、この青少年女性センターと銘打たなきゃいけない何か理由、あるべき存在なのかを知りたいです。

内容としては、最初に言ったように小さな疑問ですが、別に駅前センターと同じ

でいいのではないかという、そんな感じがするわけなのです。いかがでしょうか。質問にもなっていませんけれど。

### ●生涯学習課

青少年女性センターの役割については、条例の第3条に業務を位置付けています。これは、16ページに記載されている内容となっていて、今、他のセンターと、そんなにやっている内容が変わらないのではないかという御指摘があったのですが、青少年女性センターについては、男女共同参画を中心に据えて、いろいろな事業をやってくださいということで、今回の指定管理の募集に位置付け、そこを色濃く出しておるところではあります。

青少年女性センターについては、書面上ではなかなか見えないのですが、ほかのセンターでは、女性とか男性とかと分け隔てなく、いろいろな人が来てくださいますという講座が多いのですが、青少年女性センターの場合は、女性の方の就労支援のために、女性だけを対象にやっているもの、あとは、カジダン、イクメンとかというお言葉を聞いたことがあるかもしれないのですが、男性の方にもそういった保育とか家事とか、そういったところに積極的に参加してほしいとかということから、またほかの施設とは違った面を持った事業というのは、やっていただいているところではあるのです。

ただ、先ほど言ったその名称が、今、青少年女性センターであるべきかどうかということころは、私一人で、こうしましょう、ああしましょうと言えないのですが、今、違う課ですが、市のいろいろな館をどういうふうに運営していくとか、地域の人たちに意見を聞いているところですので、その中で、例えば、「こういう運用がいいのではないか」とか、「こういうふうにしたほうがいいのではないか」などというところの取りまとめを聞いておりますので、その意見を基にして今後を検討していく必要があるのかなとは個人的には思っているところです。うまく答えられなくて申し訳ありませんが、よろしく願います。

### ●会長代理

はい、わかりました。

時間も押しておりますので、一旦ここで休憩ということにさせていただきますよろしいですか。

### ●事務局

1点だけ、説明を追加させていただきます。

審査票の内容で先ほど説明を漏らしてしまいました。申し訳ありません。お手元の審査票を御覧ください。

審査票の最後のページになります。「(14) 指定管理料及び収支計算書（提案額の審査）」については、お手元の資料に点数が入っているかと思えます。こちらの点数につきましては、委員の皆様、「参考資料（非公開資料）」ということでお手元に配らせていただきましたが、そちらに基づきまして、今回の指定管理料の市の見込額2億1,584万2,000円に

対しまして、応募団体の提案額 2 億 1,275 万 5,000 円ということで、その金額に応じた点数がそのまま入っております。計算式につきましては、こちらに示したとおりとなりますが、申請者の提案額が、市の設計額の〇%以下のときに満点となるように計算式を想定しております。今回の提案が 98.57%であったことから、固定点数については、比較的小さな数字となっています。また、変動的点数については、2 団体以上あったときに、一番安い団体との差を比較するために利用している点数なのですが、今回は 1 団体だけということになりますので、満点の 2.7 点が入っております。先ほど本来御説明しなければいけなかったのですが、このため 3.2 点が自動計算で入力されています。審査票についての質問ございましたら、今ここでお受けしたいのですが、ほかにございますか。

●会長代理

はい、どうぞ。

●〇〇委員

先ほどの〇〇委員の御質問の関係なのですが、青少年女性センターが、17 ページにもありますように、公民館類似施設ですが、他のセンターとの違いが見えづらいという部分もあるので、設置目的からすると、青少年の健全な育成と女性の参加、活躍を推進するということから、もっと青少年と女性に特化した業務というのを特化して進めたらいいのではないかと、そういう御意見ということと受け取ったのですが、どうなのでしょう。

●〇〇委員

私の意見を言えば、今、〇〇委員がおっしゃったようなことでもあるし、逆に、ウィメンズとか女性〇〇センターとなっていると、男性の方が行きづらいというか、普通の公民館だったら、同じ講座があったときに男でも女でも行けるので、利用しづらい部分もあると思うのです。もちろん、先ほど言った女性の就労のためのキャリアアップみたいな女性の方限定とかいう講座があったとしても、それは一向に構わないことだと思うのですが、ビルの看板に、青少年女性となると、男性が行きにくいとか何とか、男も女もないだろうという、そういう世の中になっています。男性センターはないし、何百年も前みたいに、男のほうに優位に立っているような時代であれば、その考えもあるのかなと思うけれども、今、実際そうでもないだろうし、世の中も、男も女もないと言っているぐらいですから、別に看板にそういう銘をつける必要があるかどうかというのは、は個人的な考えです。

●〇〇委員

だんだん移り変わってきて、昔とは、男性・女性の関係も変わってきているかと思うのですが、全くの平等かというところ、そこはまだ行き着いていないという事情も実はあるのかなという。だんだん同じようになっていくのが理想かなとは、私も思います。

●会長代理

わかりました。

それでは、一旦休憩して、次のプレゼンテーション審査に進みます。では、いったん休憩します。

(休憩・申請団体入場)

●**会長代理**

それでは、再開いたします。

これから、プレゼンテーション審査に入ります。事務局、よろしくをお願いします。

●**事務局**

はい。これからプレゼンテーション審査を行います。では、最初に申請団体から挨拶をお願いします。その後にプレゼンテーション審査の注意事項を申します。

●**白井市社会福祉協議会**

それでは、改めまして、こんにちは。白井市社会福祉協議会事務局長の〇〇でございます。本日は、このような機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

さて、私ども社会福祉協議会では、平成18年度から、福祉センターの指定管理を請け負わせていただいております。その間、例えば、今年の台風や豪雨災害、また東日本大震災、また、御案内のとおり、今年に入りましてからは、新型コロナウイルス等とさまざまな自然災害等々に見舞われてまいりましたが、市の担当部局の皆様、また関係者の皆様も含めまして、いろいろな御支援をいただきながら、指定管理の責任を果たしてきた。このように自負しているところでございます。

新型コロナウイルスについては、なかなかまだ先が見えない状況ではございますが、まずは、障害者をはじめ、高齢者の皆様の安全・安心を第一といたしまして、福祉センターの指定管理を続けてまいりたい、このように考えているところでございます。

この後、担当から詳しい説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

●**事務局**

どうもありがとうございました。

●**白井市社会福祉協議会**

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

(社会福祉協議会 事務局長退出)

●**事務局**

それでは、皆様、一度おかけください。

これからプレゼンテーション審査を行わせていただきます。プレゼンテーション審査における留意事項について、説明させていただきます。

申請書類に基づきまして、プレゼンテーション審査及び質疑の合計 60 分により審査を行わせていただきます。以下の事項に留意の上、申請団体については、プレゼンテーションを行ってください。

団体からのプレゼンテーションは 30 分以内で行ってください。開始後 25 分、30 分、それぞれが経過した時点で、事務局がベルを鳴らします。2 回目のベルが鳴りましたら、プレゼンテーションを終了させてください。

プレゼンテーションは、必ず団体の概要書、様式 4、事業計画書、様式 5 の 1 から 5 の 13、収支計算書、様式 6 の 1 から 6 の 3、財務状況等（様式 12、13）について、順番で行ってください。

プレゼンテーション審査における評価は、事業計画書、収支計算書ごとに行わせていただきます。事業計画書等から逸脱したプレゼンテーションを行った場合、適正な審査ができなくなりますので御注意ください。プレゼンテーション中、申請内容の詳細について説明される場合は、必ず資料中の対応するページ番号を委員にお伝えください。

30 分又は 30 分以内に説明が終了した場合は時間の残りの時間が質疑の時間になります。質疑につきましては、指定管理者選定審査会の委員から、申請書類、プレゼンテーションの内容について質疑を行いますので、応募団体が応答してください。質疑は一問一答で行います。マイクを使いまして簡潔に回答してください。質疑はプレゼンテーション審査を開始してから 60 分を経過した時点、または委員からの質疑が終了した時点で終了となります。

それでは、応募団体の社会福祉協議会の皆様、これからプレゼンテーション審査を行いますので、プレゼンテーションをお願いいたします。

●白井市社会福祉協議会

本日は、よろしくどうぞお願いいたします。

それではまず、本日参加している職員のほうを紹介させていただきます。

私の隣が、福祉センター長の〇〇でございます。

●白井市社会福祉協議会

よろしくお願いいたします。

●白井市社会福祉協議会

その隣が、福祉作業所〇〇施設長でございます。

●白井市社会福祉協議会

よろしくお願いいたします。

●白井市社会福祉協議会

私は、管理グループ長の〇〇と申します。

以上3名でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、着座にて失礼させていただきます。

お手元に配付させていただいております資料に基づきまして、説明をさせていただきますが、その前に、資料に誤った箇所がございましたので、謹んでお詫びし、訂正をお願いしたいと思います。お手元資料の27ページをお開きください。恐れ入ります。27ページでございます。

ページ中ほどに、支出項目の教養娯楽費がございます。予算額は28万円、280となっておりますと思いますが、内訳の青少年女性センター、老人福祉センターの予算額も、同額の280となっております。12万円、120に訂正をお願いできますでしょうか。隣、福祉作業所の160と合わせて予算額の280になります。大変申し訳ございませんでした。そのほか、収支計算書の中で、数字がずれて記載されてしまっている箇所が数箇所ございます。金額に変更はございません。大変申し訳ございませんでした。

それでは、改めまして説明に入らせていただきたいと思います。

お手元資料の4ページを御覧ください。当会の概要につきまして、御説明をさせていただきます。4ページを御覧いただけますでしょうか。

当会は、社会福祉法に基づきまして、昭和61年5月に設立した社会福祉法人でございます。現在の職員数は55名でございます。資料にもございますとおり、社会福祉士をはじめ、地域福祉の推進に必要な資格を有した者が在籍をいたしております。

続きまして、5ページを御覧ください。ありがとうございます。

資料の中段にございますとおり、白井市からの受託事業といたしまして、高齢者を対象として給食の配達と見守りを兼ねた給食サービス事業、また、高齢者や障害者が病院や公共施設に出向くための外出支援サービスなどの事業を受託して行っているところでございます。

次に、指定管理者といたしましては、本日の審査対象でございます福祉センターや福祉作業所に加え、地域福祉センター、場所は保健福祉センターの中でございます。こちらの運営と管理を行っております。

また、補助事業といたしましては、市内九つの小学校区に設置をいたしております地区社会福祉協議会の運営、弁護士や税理士による心配ごと相談、また高齢者のお宅のお掃除やお買い物のお手伝いをするまごころサービス事業などの事業を実施しているところでございます。

なお、これらの事業の概要を取りまとめましたパンフレットのほうも、別に配付をさせていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思いますので、よろしくごお願いいたします。

以上をもちまして、概要の説明とさせていただきます。ありがとうございます。

## ●白井市社会福祉協議会

本日は、御説明の機会を頂きまして、誠にありがとうございます。福祉センターセンター長の〇〇でございます。よろしく願いいたします。失礼して、着座にて御説明させていただきます。

それでは、事業計画について御説明いたします。

まず、8ページの「管理運営の基本方針について」を御覧ください。

白井市福祉センターでは、過去4期指定していただいた経験を生かし、住民一人一人の福祉ニーズに対応し、みんなが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指し取り組みます。「誰もがありのままにその人らしく」をコンセプトに、子供から高齢者までの各年代層が気軽に参加交流できる事業を行うとともに、大勢の住民が参加、交流できるイベントを実施し、青少年の健全育成や女性の社会活動、高齢者や障害者の福祉活動の拠点としての役割を担います。

また、施設管理の基本方針である高齢者や障害者等の生きがいと健康を支えるための施設として、介護予防や健康づくり、各種ボランティア活動を推進する事業を行い、障害者への理解、子育て世代を通じての男女共同参画の推進、福祉に関わる生涯学習や地域貢献意識を高めるコミュニティ意識の醸成に努めます。

なお、福祉作業所では、障害者総合支援法の定める就労継続支援B型事業所として福祉的就労の機会を提供し、日々の働く生活の場を継続的に支援してまいります。

次に、9ページの「市民サービスの向上方法について」を御覧ください。

市民サービス向上の取組として、各種講座ごとのアンケートの実施やホームページ、フェイスブック、また窓口での御意見や問合せをいただき、市民の声が反映できるよう工夫し、本会に出された意見は、毎月実施する職員会議にて協議し、サービスの向上に努めます。利用者目線での対応を心がけ、アンケート結果を注視しながら、職員対応、施設の快適性、意見・苦情対応体制、広報・PR等向上を図ってまいります。

次に、10ページの「利用者のニーズ把握方法と対応について」を御覧ください。10ページになります。

利用者ニーズの把握方法としまして、御意見箱の設置や年1回の利用者アンケート調査、各種講座ごとのアンケートを実施し、フェスティバル開催時には、イベントに対する御意見を頂いております。

また、受付窓口や個人利用者が利用される集会室においても、随時御意見を頂き、地区社会福祉協議会や地域の諸団体との交流の中でも、地域ニーズの把握に努めています。

昨年度のアンケート結果につきましては、別紙①で一部抜粋してお示ししてございます。

苦情への対応については、本会が有する福祉サービスに対する苦情解決に関する要綱により、迅速かつ適切に対処いたします。幸いに、現在、苦情受付サービスの利用希望者はありませんが、重要な案件は、職員会議において協議し、サービスの向上に努めます。

福祉サービスに対する苦情解決に関する要綱につきましては、別紙②にて、苦情対応の

流れにつきましては、別紙③の危機マニュアル 48 ページにお示ししてございます。

福祉作業所におきましては、個別支援計画を作成し、短期・長期目標を立て、利用者及び保護者と面談を実施し、個々の利用者についてのケース会議を開き、支援の質の向上に努めてまいります。

次に、11 ページの「自主事業の実施計画について」を御覧ください。

別紙④の業務内容実施計画にてお示ししてございますが、老人福祉センターにおきましては、各年代に合った講座の企画、教養、趣味、健康等の幅広い分野での講座を実施し、長期的な講座を設けることにより、生きがいと健康を支え、個人利用につなげるとともに、サークル化への支援や既存サークルへのサポートを行います。また、近隣施設や医療機関との連携を図った事業を実施してまいります。

青少年女性センターにおきましては、男女共同参画事業の推進、青少年の健全育成事業に重点を置き自主事業を行います。近隣市の住民も受け入れまして、起業講座やストレスフリー講座等を開催し、子育て世代の交流の場、悩みや不安を解消する機会の場を設け、家事や育児への固定的性別役割分担意識の解消を進めます。また、小中学生を対象とした体験学習の場を提供し、興味を促してまいります。

福祉作業所におきましては、季節に合わせた福祉センターとの合同事業を開催し、障害者の理解や利用者の地域社会への参画を進めます。また、市内の支援団体と交流会やイベントへの参加、他事業所との合同事業を通して交流を深めてまいります。

次に、12 ページの「緊急時の対応について」を御覧ください。12 ページになります。

複合施設における緊急時対応マニュアルとして、別紙⑥の「危機管理マニュアル」をお示ししてございますが、全ての職員が冷静かつ迅速に対応できるよう、有事に備えた訓練を実施します。

また、避難所指定時には、行政や各団体との連携を円滑に進めるとともに、火災時における職員の対応については、別紙⑦の白井市福祉センター消防計画に基づき、消防署の訓練指導の下、避難訓練を実施し、利用者の安全確保に努めてまいります。

なお、管理上の事故の備えとしましては、公民館総合保障制度並びに福祉作業所利用者向けの社会福祉施設総合損害賠償に加入しております。

次に、13 ページの「利用促進の方法について」を御覧ください。

利用促進方法につきましては、市内在住 60 歳到達者、転入者への利用案内の送付、福祉作業所との合同事業の定期開催による利用の促進、本会広報紙や市広報紙、地域情報誌やホームページ、フェイスブックにて講座や催しの情報周知を図り、小学校、中学校、幼稚園、市内各センターや各店舗にて、掲示や配布を行っています。世代により情報収集の媒体が異なるため、対象者に合わせた各種講座や催しの情報発信を積極的に行ってまいります。

また、夜間利用の促進につきましては、利用時間を 1 時間延長し、午後 10 時まで利用を

可能としまして、利用促進と利便性の向上を図ってまいります。福祉作業所につきましては、特別支援学校の現場実習の受入れや相談支援機関との連携により、見学者や体験者の受入れを積極的に行ってまいります。

次に、14 ページの「利用料金について」を御覧ください。

利用料金につきましては、条例で定める範囲となっています。

なお、利用時間につきましては、先ほどの 13 ページでの説明のとおり、青少年女性センターの利用促進を図るため、閉館時間を 1 時間延長します。利用料金については、同等の金額とします。

次に、15 ページの「管理運営経費の削減方法について」を御覧ください。15 ページになります。

経費削減方法につきましては、お示ししたとおり、本会の持つ住民ネットワークとボランティアの活用により経費削減を図ります。燃料費や光熱水費の節約に努めるとともに、各種保守管理業務に関しては、既存の委託業者にとらわれず見積り合わせを行い、経費の削減を図ります。

また、今期の経費削減のための具体的な提案としまして、用務員 2 名体制を 1 名体制とし、除草、館内清掃の業務委託の一部を福祉作業所へ業務委託することにより、経費の削減を図ることはもとより、作業所利用者の安定的な工賃収入の確保と作業選択肢の拡大を図り、複合施設一体管理の利点を生かした施設職員全体での就労継続支援を行ってまいります。

次の 16 ページ以降は、福祉作業所の〇〇施設長より御説明します。

## ●白井市社会福祉協議会

白井市福祉作業所の〇〇です。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

16 ページ、「施設設備の維持管理について」御説明いたします。別紙⑧保守点検表を御参照ください。

利用者が安心して安全に利用していただくために、業者との連携を密にし、保守管理を徹底いたします。また、仕様書に従い、施設内の設備の管理や整理整頓に取り組みます。

次に、17 ページ、管理体制、職員の配置、研修計画等について御説明いたします。

職員については、51 ページから 60 ページの様式 7-1、管理体制計画書により配置いたします。

研修については、県や県社協主催の研修等に参加し、職員の資質の向上を図ります。また、昨年度は、福島県伊達市をはじめ、県内木更津市、富津市、八街市、長柄町において、災害復興支援のために各災害ボランティアセンターへの職員派遣を行い、復興支援で得た経験を基に、白井市における災害対策に生かしてまいります。

次に、18 ページ、個人情報保護について御説明いたします。

白井市個人情報保護条例など関係諸規定を遵守していくとともに、白井市との連携調整

に努めます。社会福祉協議会では、個人情報を含んだ情報を多く保有しています。コンピューターウイルスや盗難による個人情報の流出やデータの消失を防ぐため、業務用端末の起動時や添付ファイルにパスワードをしているほか、セキュリティー対策ソフト、データの二重化、USBの使用禁止、ファイルサーバーへのアクセス制限などを行い、情報システムのセキュリティーを確保しています。

次に、19 ページ、その他関係法令の遵守について御説明いたします。

老人福祉センター、青少年女性センター、福祉作業所に関わる法律、県条例、市条例、市規則、計画にのっとり遵守いたします。

次に、20 ページの特記すべき事項について、〇〇より御説明いたします。

### ●白井市社会福祉協議会

事業計画の最後になりますが、20 ページの特記すべき事項につきまして、私、〇〇から御説明をさせていただきます。

それでは、今 20 ページを御覧いただいていると思います。よろしく願いいたします。特記すべき事項について説明をさせていただきます。着座させていただきます。失礼いたします。

「私たちは約束します」と題しまして、今後の施設運営を行うに際しましての本会の決意表明というふうに御理解をいただければと思います。時間の関係もございますので、各項目の要点を御説明させていただきます。

まず一つ目は、コロナ禍の中、徹底して感染拡大防止を行いながら、従来とおりの生きがいの場、交流の場としての役割を果たしてまいりたいということでございます。

二つ目は、法人本部たる事務局も一体となり、問題解決や管理業務上のフォローを行い、法人として一体的に施設運営を行ってまいります。

三つ目ですが、「障害者の活躍の場を広げます」ということで、福祉作業所との一体管理という条件を生かし、施設運営に障害者の活躍の場をより一層位置づけ、福祉作業所、福祉センター相互の連携強化を図ってまいります。

四つ目は、いざというときの福祉避難所の運営を支援できるよう、日頃から災害時を意識し、常に市当局との連携に努めてまいります。

最後になりますが、「社会福祉協議会の使命を果たします」ということで、社会福祉協議会の地域福祉を推進する中核的な団体としての役割を施設運営にも積極的に取り入れ、市当局をはじめ、地域の関係機関や関係者と連携を図りながら、より開かれた市民と地域に愛される施設を目指し、これからも施設運営を行ってまいりたいということでございます。

事業計画につきましての説明は以上となります。ありがとうございます。

### ●白井市社会福祉協議会

続きまして、収支計算書について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

21 ページから 30 ページにて、5 年分の収支計算書をお示ししてございます。21 ページ

から 30 ページになります。

第 4 期時と比較しまして、人件費として用務員 1 名分を削減し、消耗品費、教養娯楽費、業務委託費、諸謝金、手数料、水道光熱費、燃料費、印刷製本費の削減に努めまして事業費全体の抑制を図っております。また、人件費の内訳については、人件費内訳表並びに人件費内訳補助表の 31 ページから 50 ページの 5 年分を御参照ください。

続きまして、管理体制計画書についてですが、先ほど〇〇より説明させていただきましたとおり、51 ページから 60 ページにて、5 年間分をお示ししてございます。

勤務のシフト表におきましては、61 ページから 70 ページの 5 年分を御参照ください。

続きまして、71 ページから 76 ページが誓約書となります。

「経営を説明する書類」についてですが、団体の概要を示す書類といたしまして、77 ページから 79 ページが履歴事項全部証明書、80 ページから 89 ページが定款となっております。

決算予算関係につきましては、90-1 ページから 91-2 ページにて、過去 3 年分の貸借対照表及び事業活動計算書となりまして、92 ページから 118 ページにて、年度ごとの貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書になります。119 ページから 199 ページにて、年度ごとの事業報告となっております。

法人全体の経営状況といたしましては、次期繰越活動収支差額が約 3,500 万円で、これを含めた純資産は約 6,700 万円、前年度との比較では微増でございます。

また、経営の状況を計る流動比率等につきましても、固定比率はやや安全推計を超えているものの、それ以外は健全と判断される数値を示しており、安定的な法人経営を行っている認識しております。納税証明書につきましては、200 ページから 202 ページとなります。

説明は以上でございます。これまでの実績を生かし、今後 5 年間もより一層管理運営充実に向け、努力してまいりたいと思っております。御清聴ありがとうございました。

#### ●会長代理

プレゼンテーションどうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

御意見、御質問等ございますか。

はい、どうぞ。

#### ●〇〇委員

事業計画書 13 ページの利用促進の方法についての②なのですが、市内在住 60 歳到達者に利用案内とともに、直近の講座案内、イベント情報を送付しますになっているのですが、年齢の把握方法というのは、どういうふうに行われているのか。それから、その送付というのは、市内全員なのか、どういう方に送付されるのか、教えてください。

#### ●会長代理

お願いします。

●白井市社会福祉協議会

では、御説明させていただきます。

市内在住 60 歳到達者の把握といたしましては、担当課である市の高齢者福祉課から、住民基本台帳に基づいた情報を頂いておりまして、担当課が用意していただいた封筒の中に、こちらの新規の利用証並びにチラシのほうを合わせて配布をさせていただいておるところです。

●会長代理

事務局、お願いします。

●〇〇委員

そういう情報を出すのは、大丈夫なのですか。

●高齢者福祉課

今、申請者からお話があったとおり、市から 60 歳到達の方ですとか、転入の方の情報を福祉センターのほうに、現在、情報提供させていただいているのですけれども、個人情報の部分では、個人情報保護条例に基づいて適切に情報のほうを取り扱って、保管のほうもお願いしているところがございますので、問題ないかと思えます。

●〇〇委員

はい。わかりました。

●会長代理

よろしいですか。

どうぞ、〇〇委員。

●〇〇委員

まず、13 ページの青少年女性センターの利用時間についてなのですが、こちらは午後 10 時まで開館しているということなのですから、この利用頻度というか、利用の程度はどのぐらいなのでしょう。

●白井市社会福祉協議会

お答えさせていただきます。

全体の夜間利用、午後 5 時以降を夜間利用という形で算定いたしますと、全体の夜間利用に対して、午後 9 時から午後 10 時以降が約 3 割。3 割が午後 10 時までの利用となっております。近年の 3 年程度の状況を見ますと、固定のサークルという形ではなく、満遍なく利用いただいている状況でございます。

●会長代理

どうぞ、よろしいですか。

●〇〇委員

続けて、大丈夫ですか。

●会長代理

どうぞ。

●〇〇委員

あと、今度は12ページの「緊急時の対応」についてなのですが、これは、この指定管理者に当てはまるかどうかはわからないのですが、去年の台風のときに、福祉センターの前がすごく水があふれていましたよね。福祉センターは避難場所みたいになっていたと思うのですが、そのときの対応というか、実際に徒歩で来られる方は、おそらく来られないような状態になっていたと思うのですが、それに関して、どういう対応を取ったか、教えていただきたいです。

●事務局

避難所の運営については、現在は、市の業務となっており、現在は指定管理者の業務となっておりませんので、今回の質問については、申請団体からの回答を省略させていただきます。申し訳ありません。

●会長代理

わかりました。続けてどうぞ。

●〇〇委員

15ページの経費削減についてですが、住民ネットワークやボランティアを活用することというふうには書いてあるのですが、これは具体的に、どんなボランティアとか、どういった住民ネットワークということなのか、具体的に教えていただけたらと思います。

●白井市社会福祉協議会

今、御指摘いただきましたボランティアの活用の部分でございますけれども、本法人の社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置してございまして、個人、団体等の登録をいただいているボランティアさんがございます。その中で、例えば各講座、特に青少年女性センターのほうでは、若い女性の方たちや、子育て世代の方たちの講座の利用の際とくに、保育ボランティアという形でボランティアさんに講座中に保育をお願いしています。あとは、老人の生きがいの講習等においては、講師料を伴わない形で、自分たちの今まで培ってきた経験を講師として下ろしていただくという形でのボランティアの活用ということで、こちら挙げさせていただいております。

●会長代理

よろしいですか。それでは続けてお願いします。

●〇〇委員

それに関連するかどうかわかりませんが、人件費を1名削減できたということですが、それは、そういったボランティアさんとかを使うことによって、その1名分が減らされたということですか。実際にその1名減った分によって、不都合とかは生じていないのでしょうか。

●白井市社会福祉協議会

お答えさせていただきます。

1名減になるということについてですが、実質的に用務員さんが、今は2名が交代で週3日ずつ勤務お願いしておったのを、一人分を、みのりの作業として、みのりの利用者、職員に業務委託するものです。結構、業務委託のほうが見積りと出ますと、年々上がってきている実態がございまして、逆に、障害者の雇用、工賃の向上を安定的な確保が必要なことから、1名は、半分は今までどおり用務員さんを雇っていただいて、もう半分は、みのりの利用者さんの就労の場として活用したいというふうに考えております。

●会長代理

ありがとうございました。

どうぞ、はい。

●〇〇委員

今の質問に関連してなのですけれども、福祉作業所へ業務委託して経費削減するという事なのですけれども、これは、ちゃんと最低賃金は払うとか、幾らぐらいで賃金を適正にちゃんとあげて、作業所を利用するだけでコストカットみたいな感じもしたのですけれども、その辺大丈夫なのですか。

●白井市社会福祉協議会

B型事業所というのは、雇用契約という形では結びませんで、福祉就労的な意味合いになりますので、最低賃金も伴わない形での契約という形となります。純粹に皆さんが作業したお金をそのまま必要経費だけを除いて、工賃としてお支払いするという形を取っていますので、こちらのほうで今、もし今回のこれが業務委託という形になるようであれば、月の平均が、大体3,000円ほど工賃として確保されるという形になるのですが、平均工賃が今、大体、県平均でも1万5,000円前後という形になっていますので、大変低い水準での工賃になっていますので、これだけの金額でも安定的に入るということが、大きい要素を占めるのかなというふうに考えております。

●〇〇委員

作業所の工賃としてというのは、賃金に当たらないというのは何かあるのですか。労務じゃないということについてです。

●白井市社会福祉協議会

利用者さんが作業して入った収入は、100%そのまま工賃としてお支払いするというのが、B型事業所の規定として決まっておりますので、出席の乗じた就労継続に関わる事業費と、財布が二つあるというようなイメージを持っていただくような形になるかと思いますが、利用者さんにそのまま還元する工賃収入と事業を運営していくための訓練等給付金、この二つの財布に分かれるという形になっております。

●〇〇委員

作業所に委託すると、その委託費の内訳というのが、工賃というのは障害者の方に行くもの、あと運営費、その二つということなのですか。今回、用務員1名減らして作業所に委託するというのは、来年からということですか。

●白井市社会福祉協議会

はい。

●障害福祉課

市から補足させていただきます。

障害者総合支援法の中で、就労支援B型は、雇用契約を結ばないで、業務のほうを委託という形で利用者にしていただいているところなので、最低賃金とは関わりがない形になっております。

●〇〇委員

委託すると、直接委託する側が雇用するわけじゃないけれども、その作業所との関係では、雇用ではないということですか。

●障害福祉課

作業所との関係も雇用ではなくて、利用者という形、契約者という形となります。市のほうから報酬単価として契約者を受け入れると、国のほうからの報酬単価として定められたものが、その事業所に入る形です。

●〇〇委員

作業所を利用しているという話なのでしょうか。

●障害福祉課

そうです。

●〇〇委員

実質は、最低賃金と比べると、相当低いということでしょうか。

●会長代理

雇用形態は、業務委託みたいな形になるということですね。

●社会福祉協議会

はい。

●〇〇委員

それでは、私から一点よろしいですか。31ページの人件費内訳表というのがありますけれども、この中で、正規職員の方と補助の方で、具体的な手当関係とか、賞与、退職金積立なんかも、正規の職員の方はありますよね。この辺が、来年の4月以降、同一労働同一賃金の関係で、正規と非正規の不合理な待遇格差というのが是正しなきゃいけないということになりますので、この辺のところは、今年度の計画の中にも、人事評価制度とか入れられているみたいなのですが、検討はされていますでしょうか。

●白井市社会福祉協議会

では、私のほうから回答させていただきます。

これにつきましては、この指定管理施設の福祉センターだけではなく、法人として検討していかなければいけない部分ではあるのですが、私どもにつきましては、人件費につきましては、福祉センターでしたら指定管理料、また事務局の場合ですと、補助金または委託金など、市のほうからの予算措置をされている関係もございますので、市のほうとも十分協議をしながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

●**会長代理**

ほかございますか。

はい、どうぞ。

●**〇〇委員**

何点かお願いします。

まず、この大きな冊子の一番後ろのほうに「業務冊子」というのがついておりまして、これをずっと見させていただきました。写真も入っていて、本当にとってもわかりやすいです。私は、事業に参加したこともなく、年に何回か寄るだけで、中もほとんど入ったことないのですけれど、これを見させていただいて、とてもよくわかりました。

このとおりにやっていただければ、手間も大変だろうと思うのですが、ありがたいなというような気持ちで、わかりやすい冊子でした。前半の説明もわかりやすかったです。

私から小さな質問なのですが、資料①についてです。資料①のアンケートを見させていただきました。利用者さんというのですか、実際行っている方から、どのような反応なのかなというのを読み取ろうということで、アンケートを見させていただきました。

まず、最初の「アンケートの結果」ですが、利用者の2番の年齢75歳以上が一番ピークになっていますけれど、これは、老人福祉センターのアンケートですか。それとも、福祉施設全体のアンケートですか。

●**白井市社会福祉協議会**

よろしいですか。こちらの個人利用者というのが、老人福祉センター1階の部分の利用者を指しているものとなります。

●**〇〇委員**

そうすると、これは老人福祉センターを利用した方のアンケートの結果ということですね。

●**白井市社会福祉協議会**

はい。

●**〇〇委員**

わかりました。

次にお聞きしたいのは、2枚目です。交通手段です。私も関わりがないものだから、介

護と一緒にたになるようなところが素人的にあったりするのですけれど、こういうのを見ると勉強になります。

要するに、自力で行かれていますの方がほぼ 100%ということですよ。そうすると、この施設の位置付けというのは、健常者というのですかね。介護になる、あるいは介護サービスを受けている前の段階の、言い方が難しいのですけれど、そういう方々で、自分でまだ動いて何か活動できる方々をターゲットにして、いろいろなイベントや事業も組んでいるという、そういう考え方でよろしいですか。

#### ●白井市社会福祉協議会

はい。

#### ●〇〇委員

わかりました。

そうすると、次に気になったのは、その隣のページに「生きがい支援事業」週3回と書いてあるのですけれど、「毎回参加している」とか「参加したことがない」とかの、内訳があるのですが、この「生きがい支援事業」というのは、資料の25ページに老人福祉センターの平成31年度に行われた自主事業の一覧が載っていますが、「生きがい支援事業」というのは、この中のどれを指すのか、それとも、これ全体を指して言っているのか。週3回の意味は、例えばこの全体のいずれかが必ず週3回行われていると、そういう意味なのかどうかということについてお聞きしたいです。

#### ●白井市社会福祉協議会

御指摘ありがとうございます。説明不足で申し訳ございませんでした。

この第4期、今年度までは、生きがい専門員という週3日勤務の専門員を置いておりました。こちらは、前回の仕様上、専門員を設けるという形になっておったのですけれど、今回の5期の申請では、特にその専門員、「生きがい事業」という専門を置かない形で、老人福祉事業という大きいくくりで事業を運営していくという仕様書になりましたので、こちらとしましても、わざわざ専門員を置く置かないに関わらず、センター全職員で担当を振って講座・講習を実施しておりますので、今までのアンケートでは「生きがい支援事業」という専門員が週に3日いて、集会室に常に常駐していたのですが、今度からは講座・講習を通して、より広く、新規の講座等を増やしながらかかわりを増やしていく方向にシフトをチェンジしていくという形ですので、今回はこういう「生きがい事業」という名前はなくなっております。

#### ●〇〇委員

わかりました。意味合いとしては、これ全部がそういうことなのですよ。

それともう一つ、よろしいですか。これも、こちらの冊子に関連してなのですが、この26ページなのですが、募集の段階で、市は、青少年女性センターとして、今後実施を期待する講座や事業ということで、3項目、「青少年健全育成に着目した連続性がある講座の開

設」、それから「地域と連携し自助力、共助力の向上の期待ができる講座の開設」、三つ目が、「男女共同参画の推進や家庭教育の向上が期待できる講座の開設」、これを踏まえて、こちらの事業案もあるとは思うのですが、もう少しこの三つを踏まえた具体的に、例えばこの事業・講座は、こういうことを念頭に考えましたというようなものがあれば、具体的な御説明をお願いします。

### ●白井市社会福祉協議会

ありがとうございます。

今回の仕様上で、今、御説明いただきました内容に合わせた具体的な業務に対しての実施事業というのを別紙④にて掲示をさせていただいております。1枚目が老人福祉センターの業務、別紙④の2枚目が青少年女性センターの業務といたしまして、今お話がございました業務面に沿った形での実施事業となっております。

成人教育といたしましては、女性支援をする講座といたしまして、女性のための起業講座、起業と申しますのは、起きる起業で、最近マルシェとあって、ここの総合公園等でも活発にミニ出店みたいな形で行われておりますけれど、今、子育て世代の方たちが、なかなか企業に出るといっても難しい方が、自分たちの趣味を通して、少しでも収入を得られる場ということで、そういうプチ起業というところをターゲットとした女性のための起業講座というものを実施しております。

また、家庭教育といたしまして、子育て支援の方の抱えがちなところがありますので、男女共同の視点ということで、子育て支援講座として、子育て中のお母さんをターゲットとした「ハッピースマイルズ術」という名前の中に、そのときに応じた「ペップトーク」ですとか、「アンガーマネジメント」ですとか、エクササイズ、あるいは調理といった形で、子育てのヒントになるようなもの、あるいは帰ってきたお父さんのほうにも、何かお願いができるような雰囲気づくり、そういったものの少しでも参考になればということで講座を実施しております。

また、親子体験講座として、「親子チャレンジ」として、2カ月に1回、これは土曜日です。お休みの日に親子で参加ができるようにということで、お父さんも興味を持ってそうなゴルフ体験ですとか書写、お子さんが入学されて、名前を書くとかということで名前の練習をするとか、そういった形での親子体験講座等を実施しております。

また、青少年教育といたしましては、中高生を対象に、なかなか理系離れが一時期多くなっているということもありましたので、理系ナビということで、専門の方に来ていただいて、実験・体験をしていただくものですとか、文章がなかなか書くのが難しいというアンケート等も頂いておりましたので、文章が簡単に書けるようになる講座ということで、こちらのほう企画をしております。

小学生向けといたしましては、「キッチンサイエンス」ということで、調理をする上での実験を体験していただくものですとか、「わらべのつどい」というのは、警察の方に来てい

ただ、鑑識の体験をしていただくなど、絵やうちわで作品をつくって、心理的なケアの内容を組み込むですとか、あとは、いろいろな地域から子供たちも集まりますので、ドッジボールとか、そういう交流の場という形で、1日を通して交流のできるイベントという形でさせていただきます。

また、団体育成といたしまして、「こころのカフェ」というものがございます。こちらはなかなか社会に出るのが難しい、ほかの方とのコミュニケーションを取るのが難しいという方たちの当事者に来ていただいて、グループディスカッションを通して、なかなか専門の機関というのでも必要なのですが、専門の機関ではなくて、当事者同士で気持ちを共有し合うというところで、場のセッティングをしまして、時には講師の方と専門の方も来ていただきながら、こちらの「こころのカフェ」の利用者の運営をさせていただきます。

また、最後に団体育成、同様に「清戸の杜プチマルシェ」というものがございますが、こちらは、講座が一辺倒で終わりではなくて、講座終了後も、フェミナスという女性の活躍を目的としたイベントですとか、月に1回、福祉センターのロビーにて自分たちのプチ起業の訓練の場という形で出展をいただいて、センターを利用されている人にも体験をいただくという形で実施をしております。

雑駁ですが、具体的なところは以上とさせていただきます。

#### ●○○委員

ありがとうございます。

昨年実施された形のもの以外にも幾つかあるようですので、青少年女性センターですと、特色ある企画をお願いしたいと思います。

もう一つ、質問良いですか。

#### ●会長代理

どうぞ。

#### ●○○委員

先ほど○○委員からもありましたけれども、福祉作業所についてです。社会福祉協議会は、ほかの作業所も運営していましたか。こちらだけですか。社会福祉協議会として運営されているのは、このみのりだけでしょうか。

#### ●白井市社会福祉協議会

はい、そうです。

#### ●○○委員

わかりました。ありがとうございます。

#### ●会長代理

時間も迫ってまいりましたので、もう一点、どなたかお一人、質問等ございましたら。よろしいですか。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

●事務局

ありがとうございました。それでは、退室の準備をお願いします。

(申請団体 退室)

●事務局

委員の皆様につきましては、採点をお願いいたします。

●会長代理

項目の15については、満点が8点ですので、気をつけてください。ほかは10点ですね。

それでは、事務局のほうの集計いただいて、10分ぐらいですか。それでは、10分間休憩とします。

(休憩)

●会長代理

集計結果が出ましたので、お席にお着きください。

事務局から、結果の報告をお願いします。

●事務局

それでは、事務局から報告させていただきます。

今回の福祉センターの指定管理者の候補者の社会福祉協議会につきましては、サービス等の評価点数が363.3点、価格評価が36.8点で、総点評価の合計が400.1点でございました。

採点について、失格に関する事項が2か所ございます。サービス等の評価点数につきましては、最低点が260点のところ、363.3点で越えておりましたので、問題ございませんでした。

また、経営状況に関する点数につきましては、最低点が20点です。20点のところ27点でしたので、こちらについても問題ございませんでした、評価結果について報告させていただきました。

●会長代理

ありがとうございました。

それでは、指定管理者選定審査会として、今回の申請団体については、候補者として選定するという結果がありましたが、異議はございませんか。

続きまして、主な選定理由というのを3点ぐらい挙げたいと思います。私のほうで考えたものがありますが、よろしいですか。

●事務局

はい。おねがいします。

●会長代理

1点目が、「施設の設置目的をよく理解した上で平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できるということ」ですね。ここのところは、ほかに何か追加することがあれば、おっしゃっていただければと思います。

2点目としては、「自主事業の関係のところ、自主事業として、利用者ニーズの把握をした上で、時代にマッチした企画提案がされており、利用促進が期待できること。」

それから、3点目が、「団体の財務状況が安定しており、これまでの管理実績を踏まえて、安定的かつ適切な管理能力を有していると認められること。」団体の財務状況が安定しており、これまでの管理実績を踏まえて、安定かつ適切な管理能力を有していると認められること。以上です。

●事務局

ありがとうございました。先ほど、〇〇さんのほうから、何か実績の部分とかという話もありましたけれども、そのあたりは。このあたりに多少入っていますけれど、いかがですか。

●〇〇委員

ええ。大丈夫だと思います。

●〇〇委員

答申については、今までは、元々の定型文と、団体の情報、選定の理由、点数で構成されると思いますが、今回もこのような感じで検討されていますか。

●事務局

はい。答申の本文は、基本的にはほぼ定型で、団体の情報、選定の理由、点数だけの変更となると考えています。

●〇〇委員

利用者のニーズに基づいたというところについては、定型文の内容と一緒に内容となりますが、いかがですか。

●事務局

もし不要でしたら、そこは案から削除します。内容で選定の理由はこれで決定して答申書の頭のほうを削除するというだけでも良いと思います。

いかがでしょうか。

●会長代理

問題ないのでしょうか。特に重要であるので、二度書いたということであれば大丈夫だと思います。

●〇〇委員

そうですね。わかりました。

#### ●事務局

大丈夫でしょうか。もし、問題ないようでしたら、この案で答申案を作りまして、皆様にメールで送らせていただきます。

答申案として全体を作る中で、少し言葉の重複があるとか、わかりづらいところがあったら、そこについてはメールを頂きましたら、また直して皆さんに送って、それで答申として決定したいと思います。

いずれにしろ、メールで何往復かさせていただくような形になると思いますが、まず先ほど言いました、この内容を入れて、点数を入れて、答申書の案を皆様に送って、それについて意見を求めて、何もないければそれを決定して答申書としますし、何かあればそれを直して、もう一回皆さんに答申案を送付して、それを問題なければ答申書という形を考えています。お手数をおかけしますが、メールを何度か往復させていただくような形になりますが、そのような形で進めさせていただければと思います。

それでは、議題2については、事務局のほうからは以上となります。

#### ●会長代理

どうもありがとうございました。

#### ●事務局

議題2が終了しました。

以上で指定管理者の選定にかかる審議は終了しますので、担当課、関係課の皆様については、以上で終了となります。ありがとうございました。

続きまして、議題3として、自由討議という形になります。

会議は、当初は午後3時30分までということで、予定していたのですけれども、申し訳ありませんが、少し時間が押していますので、3時45分位までの間で、皆様の任期中、今回の審議会が最後となりますので、委員の皆さまからお話をいただければなというふうに思っております。

議題3については、事務局で進行させていただいてよろしいでしょうか。

#### ●会長代理

はい、お願いします。

#### ●事務局

それでは、議題3になります。議題3については、今回、冒頭にも御説明をさせていただきましたが、指定管理者選定審査会の委員の皆様は任期中で終了する形になります。3年間、どうもありがとうございました。

先ほど、副会長とも会議開催前に少しお話をしたのですが、この選定審査会の審査方法も随分見直しをしてきました。以前の審議会では、審査や答申についても、こういうふうにしたほうが良いというようなことの提言をいただいていたので、その中で随時変更して修正

していきました。また、審議会からの提言をもとに指定管理者の労働条件審査、これは、指定管理者で勤務する人々の雇用条件の確認とかをしているのですが、これを市として制度化してやっています。これはこちらの審議会からの提言の中で出ていて、市として実施しているものです。

今回の審議会についても、当初のメンバー全員がずっと残っていたら別でしたが、今回は、前の副市長や会長が退任される中で、会長不在の中で、提言というのはなかなか難しいと思うのです。

そこで、今回は、皆様が今期の評価をしてきた中で、こういうことがあれば、もう少し指定管理者制度が良くなるとか、または、指定管理者の募集や応募に関する事、こうすれば、審査がやりやすくなるなど、ざっくりばらんな形でご意見を頂ければと思ひまして、今回、議題として事務局から提案させていただきました。

このことについて、最初は話をしづらいのかもしれないのですがけれども、松山副会長については、一番長く、今回で3期という長い間、9年間ですか、審議会委員を務めていただきました。委員として何か思ったところとか、こうしたらいいのではないかとか、そのあたりについてありましたら、意見を頂ければと思ひます。

#### ●会長代理

私も、もう9年になりまして、今までも、その都度提案をさせていただいていて、私自身としては、ほぼ改善すべき点というのは改善されているのかなというふうには思ひます。

あとは、指定管理者として、地元企業の育成とかその辺のところをもうちょっと重点的にやっていただけたらということと、それ以外では、指定期間も今まで3年でしたけれども、5年に延長しておりますので、その辺も安定的に運営できるということではいいのかなと思ひています。そんなところですね。

#### ●事務局

ありがとうございます。

続いて、〇〇委員と〇〇委員のいずれかから願ひします。

#### ●〇〇委員

私は、公募という形で初めて来たので、今日もそうですけれども、こんなことを言っているのかどうか悪いけれども、私は、施設に行ったことないのです。という質問もあったとは思ひうのです。

この委員になったのは、私は広報しろいを見て、私も、じきに退職なので、「地元のことをやらなきゃいけないのかな」というふうにして、試しに応募してみたというところなんです。仕事も都合がつけられるような状況になったので、お世話になったのですけれども、委員として審査をやってみて、公民館とかそういうところについては、私も実際に行っていたし、子供もいたので、連れていっていたので、どこの公民館も大体なじみで、施設の中は分かっているというところはあったのですけれども、今日みたいな施設のように全然足を

踏み入れないところも実際はあるわけですね。

そういう意味で言うと、委員については、税理の専門家の方とか、お金の計算とか、もちろんそういう知識があってプロの方がよろしいと思いますけれども、実際に、特に私の立場で参加するような人は、実際にそこを使っている人のほうが、私はいいのかなというふうには思いました。

公募委員は、今回、私1名ということですが、例えば、公募を2名として、私みたいに通期ですと3年なら3年、毎回顔を出す者が1人いてもいいとは思いますが、もう一人は、施設ごとに都度変わる。例えば、西白井複合センターの審議をするのだったら、その施設に関係するようなところで1人、2人、そこを使っている人だから、例えば複合センターに募集を張り紙して、今度こういう審査をやるけれども、御意見言いたい方は公募してくださいみたいな形で募集する。市の手間にはなるとは思いますけれども、その都度、又は、複合センターと駅前センターの2施設やるから、2人募集するというのが面倒であれば、1人でもいいとは思いますが、もう一人は現場を知っている人というか、現場で実際に施設を活用して賞賛があったり逆に不満があったりという、そういう方が入っていたほうが私はいいかなと思いました。

委員の1人は、都度交代でもいいから、現場をよく知っている人を入れたほうがいいのかなというふうに思ったのが一つです。

あと、今日のところもそうですけれども、社協はずっと、前回のときも非公募ということでした。私も最初、それを知らなかった、分からなかったことですが、非公募ということでした。

今日も市の方が理由を述べて、質問もありましたけれども、理由を聞けば、そういうことなのかなというふうには思うのですが、今後の長きにわたってというか、10年とか20年とか、そういう先のことを考えたとき、また時代の情勢で、役所のほうも今のままで良いわけがないので、公募にしたほうがいいのではないかと思います。

今日の社協の方々はずごくよくやってくれているのではないかと、私は個人的には思っているのですが、駄目だったら交代するというスタンスがない。今は、その場がないわけですね。選択肢がないという状況ですね。

審査させていただく中で、自分が見る中では、今回の社協の人は、よくやってくれているのではないかと考えているけれど、でも、実際使っている人はどうなのか分からないし。そういう意味で言うと、非公募というのは、一つのやり方ではあるとは思いますが、特にこういう安定した形で維持しなくてはいけないというような施設については、特にそうだと思いますけれども、今日の高齢者福祉課の方の説明の中でも、もう公募になる可能性はなさそうな雰囲気だったのですが、いつでも公募になるという状況というか、その認識があってもいいのかなと思います。もちろん、問題がなければ、非公募で構わないし、それでもいいと思いますけれども、いつでも非公募じゃなくなって、公募になれるという状況があ

ってもいいかなと思います。

社会福祉協議会自体が、これも知らないことでしたので、最初は、社会福祉協議会は、公務員なのだとずっと思っていたぐらいですが、公務員ではなくて、委託されているということなのですね。だから、それでしたら、誰でもできるといえば、誰でもできるというわけだから、必ずしも、ここはもう非公募という形でしなくてもいいかなというふうには思っています。

あと、もう一点、長くなって申し訳ないのですが、市の見込額は、市で出すわけですね。それは過去の結果や、将来の推計などをもとに、プロの方が算定するのですか。

### ●事務局

実績をベースに、あと社会情勢の中で、人件費とかは増やさなければいけない部分もありますので、そのあたりを推計して、例えば消費税が上がったときは、消費税の税率を変えるイメージでいただければと思います。人件費に関しては増加を見込んでいますが、基本的にそれ以外については、実績ベースになっています。

### ●〇〇委員

審査については、この二つの固定式と変動式とありますけれども、最初の固定式は、基本的に削減率みたいな形の内容ですね。削減率は、市が出したお金と業者が出したお金の割合なので、一者、競争がなくても点数化して、それは意味があると思うのですよね。

だけれども、変動式のほうは、式の中身、計算式をよく見てみると、競争がいなければ、必ず満点になりますよね。そうすると、例えば今回みたいに一者しか出ない場合は、変動式を使っても意味がない。変動式を使う意味が、一者の場合はなくて、ただ有利に働くということになります。点数が少ないので、どれほど有利かというのはあるのだけれど、ただ、有利に働く意味しかないかなというふうには思ってしまうのですけれど、どうでしょうか。

### ●事務局

変動式については、もともと競争がある中で、1位に対するインセンティブなのです。もともとは、1位が満点で、2位がそれ以降という話になっています。ただ、さっきおっしゃっていたように、一者の場合は満点がついてしまうだけで、意味がないということもありますが、その点数を0点にしても、全く同じなのですね。

### ●〇〇委員

確かにね。

### ●事務局

ただ、こういうようなお話がありましたので、少し他の自治体も含めて、どういう形がいいのかというのは検討してみたいと思っています。

確かに、今現状の採点方法は、競争がある施設については、これはこれで有効なのかもしれないのですが、そうでない施設については、有効ではなくなっていることは事実な

ので、検討したいなと思っています。

●〇〇委員

よその自治体というのは。

●事務局

よその自治体がどういうふうに点数をつけているかということについては、比較的聞けると思うので、聞いてみたいと思います。

●〇〇委員

0であったとき、意味があるかどうかということについてですが、規定点に達するかしないかというところでは、ゼロになると意味があるし。そこがもともと満点のために、規定点に引っかけちゃったみたいになるケースも、もしかしたら出るかもしれないですよ。今回みたいに、固定値のほうが0.5点しかないわけですよ。要するに、市が提示した額に限りなく近かったということですよ。

だから、そういう意味では、一者しか出ないときは、何かまた違う式があるべきかな、というように思ったりもしました。もっと言うと、金額に関する割合、点数は結構少ないですよ。全体から見ると、どうでしょうか。

●事務局

実は、以前の話なのですけれども、もともとは、サービスと価格の比率は、7対3ぐらいだったのです。しかし、この指定管理者制度が、安かろう、悪かろうではいけないという観点があって変更した経緯があります。

具体的には、価格が安いところが、サービスが良いところよりも逆転してしまって、選定されたという状況があったけれど、議会で指摘されたようなこともあって、何度かの経過を経て、現在の9対1というところに落ち着いています。

指定管理者制度については、お金はもちろんですが、それでも主の部分は、お金の部分ではなくて、サービスだという市の考え方を持っているので、9対1を見直すことについては、なかなか、今の段階でどうするということは言えないのですけれども、この割合を決めた頃とも、また時代が変わっていると思うので、そこはさっきの計算式と合わせて、よそのところの状況もみてみたいと思っています。今の段階では、すぐ見直すということは言えないのですが。

●〇〇委員

本日、もう一回改めて、ふと思ったことですから。

●事務局

そういう意見もあるということで承ります。

●〇〇委員

結構です。ありがとうございます。

●財政課

今、頂いた意見についてですが、1 事業者だけ、一者特命で決めてしまうというやり方の審査については、多少の問題点もあると思いますので、今後、その辺の選定の仕方について、内部でもしっかりと検討していきたいと考えておりますので、御意見ありがとうございました。

●事務局

それでは、〇〇委員、いかがですか。

●〇〇委員

3 年間ありがとうございました。私は、附属機関等の委員ということで、生涯学習推進委員というところから代表として来させていただいているのですが、先ほど〇〇委員もおっしゃったとおり、任期が同じ任期でして、生涯学習推進委員と同じタイミングで始めているので、そちらのほうも、訳が分からないまま進む、これから勉強というような感じで、わかっていない段階で、こちらの選定審査会に来ているということがありました。

どちらかという、私なんかは、本当に施設を利用している利用者の代表みたいな形で、今回参加させていただいているので、そういう意味では、生涯学習推進委員からの宛職については、任期が全く一緒なので、例えばそちらを終了した方が来るという方が、いろいろと幅広くセンターのこととか、公民館のこととがわかった上で、こういう選定の作業ができるのではないのかなというのと思いました。

あともう一点ですが、私は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生の指定管理者選定審査についても、今、代表という形で参加させていただいているのですが、そちらの審査のほうはすごく時間にも余裕があって、1 施設だけということもあるのですが、審査の前段階として、税理士の先生が、その会社の経営状況とか、何かここがおかしい、みたいなことについて、公募してきた全部の会社について説明してくださる時間があったのです。

私は、正直なところ、そういう経理のこととかお金に関しては全く分からないので、一回一回そこに関して検討を行うのは、この審議会は、重なる時期はすごく重なってしまうので、難しいとは思いますが、この少ない人数の中で点数をつけて、その業者が決まってしまうという、そういう大事な審査会であるので、何かそういった勉強会みたいなのをやっていただけると、すごくありがたいかなというのと思いました。

以上です。

●事務局

ありがとうございます。

●〇〇委員

私も今、おっしゃったとおり経営状況とか財務状況は、そこを点数つけるといわれても、なかなか難しいところがあるので、審査のポイントが分かるといいなというのと思います。

それとあと、私は今日 1 回だけなので、今日初めて来ていたのですが、最初に申請の資格関係の審査があるのですが、あれは、話だけを聞いていてもよく分からないので、

どういう要件があつて、どういうふうにチェックするのか、そういうものが資料としてあつたほうがいいのかなどと思ひました。

●事務局

資格審査についてですか。

●〇〇委員

話だけだとわからない。

●事務局

担当課が口頭で説明したものについて、資料か何かで、ちゃんとチェック欄とかが見えるような形のほうが良いということですね。

●〇〇委員

そう。そういう資料があつた上で説明していただいたほうが、どういう資格要件があつて、どう判断した、こういうふうに確認しましたというのが分かるものが資料としてあつた方が、説明聞いたほうが、すつと入るかなと思ひました。

●事務局

そうですね。

●〇〇委員

同じく、非公募で一者というところに関して、私が知らないこともあります。基本方針で、実はこういうときは、一者特命で大丈夫だというのがあれば、それをまず提示してもらつた上で説明してもらえれば、基本方針の要件にあつたことなのだというのが、すつと入ってくると思う。資料も何もなしに聞いているだけだと、わからないと思う。

あと、それと公の施設なので、せめて条例はつけてもらいたいと思ひます。

●事務局

わかりました。

●〇〇委員

公の施設の設置目的とかは、きちんと条文で確認したいと思ひるので、それをつけてもらいたいと思ひます。

●事務局

かしこまりました。今いただいた意見については、すぐに対応できるので、次年度から、来期の審査会から対応していきたいと思ひています。

先ほどのお話の部分の非公募の話に関係してくるのですけれども、以前の審議会において、〇〇委員から非公募の施設については、今回話題となりましたそもそも非公募とするべきではないという話とは別に、非公募になった場合の施設について、財務状況をチェックするのは、そもそも必要なのか、という疑問をずっとおっしゃられていらつしやつたと思ひます。

非公募の施設については、審査会自体を開催したほうが良いのか、それともやらないほ

うがいいのかというところも含めて、そのあたりについても皆様から意見をいただければと思っています。

財務状況については、確かなかなか難しいところもあって、非公募ということは、そもそも市がここにしたいと言っているので、ある程度変なところはやっていないだろうという話もあると思うのです。このことについて、少し意見を頂けたらと思うのです。

わかりづらい、少し、もやっとした質問で申し訳ないのですが、指定管理者の非公募のときに、選定審査会はやったほうがいいのかどうか。もしくは、やるのであったら、簡易的にやるのか、それとも今までと同じような通常のフル審査でやったほうがいいのか、そのあたり、どうでしょうか。

●〇〇委員

担当課のほうで、財務条件とかも見ているはずですよ。

●事務局

そうですね。

●〇〇委員

事前に、担当課が要件として財務を見ているのであれば、競争であれば、その上でさらに比較してということでのチェックはあると思うのですが、一者ということであれば、委員のほうで、確かに財務が健全だということと、問題ないということとをきちんと、単なるチェックじゃなくて、説明を本当にできるのであれば、いいとは思いますが。

●〇〇委員

仮に、そういう非公募であって、審査をした結果、点数が足りませんでしたとなった場合は、どうなるのですか。また、別のところを探して欲しいという形になるのですよね。

●事務局

はい。そのとおりです。

●〇〇委員

先ほどおっしゃった、ほかの公募のところと同じようにやるか、簡易的にやるかということなのですが、簡易的というのと同じ意味かどうかかわからないのですが、本当にそこでいいかの、チェックというか、今までの実績がこうで、まだそこに任せていいよというチェックというのは、ここでするのか、市のほうの担当課がするのか、それはわかりませんが、そういうのは必要だとは思いますが。

ただ、ここで、その職員じゃないほかのところから見て、それがどうかというのが必要であれば、簡易的なものでやってもいいのではないのかなと私は思いました。

●事務局

そのまま選定審査会をやらないというわけじゃなくて、財務的なものとかは除いて、それ以外のもの、サービスなどについて、今回やったような審査については、やったほうが

いいという話ですね。

●〇〇委員

もちろん今日の社協の方もそうですけれども、よりよくやっていくという時代に合ったようにやっていくとかというのは、こういう機会があるからこそ、そういう提案も出てくるとは思います。

●〇〇委員

私も今の〇〇さんのお話のとおりで、関所だから、形として、1回は、それは通らないといけないと思います。でも、簡易にするのなら、お金の計算は、我々みたいな者は何も分からないので、役所とかプロの方にやっていただいているということですが、何か関所を通るという意味で、審査会はやるべきだと思います。

あとはこれも、先ほど〇〇委員が言っていたのだけれど、要するに駄目だったとき、どうしようかというのは、当然、役所のほうは責任を負っているから、それ全部、裏の手じゃないけれども、要するに、もし駄目だったときのリスク管理を全て終えてからじゃないと、そういう姿勢にはなれないと思うのです。駄目だったときは、こうするという手はずがある程度立っていないと、それはできないですね。

だから印象で、何だ、こいつらとか思って、2点とかつければ、これは集計したときに落ちるのですから、現実。だから、それは人にもよるわけだから、ないとは言えないわけで、そういう意味では、その準備はした上で、事務局が言ったようなことはできると思いますよね。以上です。

●事務局

ありがとうございます。

●〇〇委員

〇〇委員の提案というのは、投げかけというか、財務の関係だけじゃなくて、全部省略するということですか。

●事務局

非公募の施設で、一者特命であれば、審査会をやる意味が余りないのではないのかというのをおっしゃっています。これは多分、〇〇委員は、専門家としてすごくチェックしてくださっていらっしゃったので、それもあって、そもそも社会福祉協議会だったら、そもそも審査会をやる意味がないのではないのかというようなお話をされていたところもあったと考えています。

●事務局

指定管理の選定のプロセスというのは、基本的には、最終的に議会の議決が必要で決定しますが、その過程でほとんどの自治体が、こういったような外部あるいは内部の委員会を経て、一者を決めるという手続は踏んでおりますので、当市においては、手続が条例に書いてあるところがあるので、もし具体的に、一者の場合の選定の仕方のルールを変

えるということであれば、それは条例を改正するなり、所定の手続を踏めば可能になりますので、今、頂いた御意見と、当初は、〇〇委員から、この場ではないですが、お話がありましたので、その辺については引き続き、市としても検討を続けていきたいと考えています。ありがとうございます。

●〇〇委員

今一者のときとおっしゃったのですけれども、非公募での一者のときか、公募して一者しか来ないというときは、また違うのですか。

●事務局

はい。

●事務局

副会長からは、先ほど会議開催前に相談させていただく中で、お伺いしましたが、今までの意見と同じということであったと思うのですが、いかがですか。

●会長代理

はい。いずれかの審査会は必要だと思います。

●事務局

そのあたりについては、引き続き検討させていただきます。あと、その他の観点から、何か任期を終えるに当たって、言っておきたいとか、何かあればお伺いしたいのですが。

●〇〇委員

最後にこの任期の中では、それまでと指定管理者が変わったのが、運動公園だけですね。運動公園のその後はいかがでしょうか。

●事務局

運営状況ということですか。

●〇〇委員

はい。

●事務局

ずっと長く、今までの指定管理者については、当初から、10年間以上やっていただいております。今の指定管理者に変わっておりますけれども、運営の状況は、それほど以前とは変わらない状態です。ただ、ここでコロナの影響があって、利用が減っているという状態はありますけれども、管理のほうはしっかりできているということで、担当のほうからは聞いております。ご安心ください。

今日1日、また慎重審議いただきまして、ありがとうございました。今日は、私は、議会对応で遅れてきてしまいまして、申し訳ございませんでした。

皆さんの任期は、来年の5月28日までございますが、実質は、今日の審査で任期を全うしていただけたということになります。昨年度にお世話になりました岡東会長につきましては、体調の関係で退任されて、いろいろよくいただきまして、本当に感謝をしたい

と思います。

松山副会長におかれましては、9年間、小中学校と同じ期間をお務めいただきまして、たびたびの更新を何度もお願いして、本当に申し訳ございませんでした。本当に助かりました。

公募委員の岡村さん、快く手を挙げていただきまして、本当にありがとうございました。

●岡村委員

とんでもないです。ありがとうございました。

●事務局

市では、まだいろいろ公募委員の募集しておりますので、ほかの機会でも、まだ手を挙げていただけると助かります。

●岡村委員

機会があれば。

●事務局

そうですね。よろしくお祈いします。

清水さんについては、先ほどお話あった附属機関の代表、推薦いただいて、委員として来ていただいていますので、できれば、もう1期お願いしたいと思いますので、またこれは、生涯学習課と調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお祈いします。

本当に長きにわたりまして、いろいろなご提案も含めまして、今後、白井の市政の繁栄に生かしていきたいと思いますので、皆様方、長い間お務めありがとうございました。引き続き、よろしくお祈いします。

●事務局

以上で終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(午後3時55分 終了)